

『伊興中おやじの会』会則

1 【名称】

本会は、『伊興中おやじの会』と称する。

2 【事務局】

本会の事務局は会長宅に置く。

3 【目的】

本会は、子ども達の健全育成を目的とした活動を行うためにその父親等が互いに連携し、地域の親交を深めながら、地域社会の教育力を高めることを目的とする。

4 【方針】

特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とするような行為は行われぬ。

5 【活動】

本会は、下記目的を達成するために、次の活動を行う。

- ① 学校やPTA、地域行事への協力
- ② 防犯パトロール
- ③ 会員相互の親睦
- ④ その他、本会の目的達成に必要な事業

6 【会員】

本会は、次の中に該当し、本会の趣旨に賛同する有志によって構成する。伊興中生徒の保護者、伊興中OBの保護者または保護者の家族

7 【入退会】

本会の入会、退会は、本人の意志により自由とします。但し、会への届出を本人より行う。

8 【会費】

本会の会費は、無料とする。但し、親睦等必要に応じて集金する。

9 【役員】

本会の役員は、次のとおりとする。

会長1名、副会長2名、書記1名、顧問1名以上

10 【定例会】

定例会は、毎月第2土曜日に行う。ただし会長が必要と認めたときは、臨時に開催することが出来る。

11 【経理】

本会の活動に要する経費は、助成金、寄付金及びその他の収入によって支弁される。事務局が会計を担当する。5月の定例会にて会計報告を実施。

12 【細則】

本会の運営に関して必要な細則は、本会則に反しない限りにおいて役員会の話し合いによって決めていく。

13 【個人情報の取り扱い】

本会を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供、管理、および開示については、「個人情報取扱規約」に定め、適正に運用するものとする。

<附則>

- ・ 本会則は、平成27年9月19日より施行する。
- ・ 本会則は、平成29年5月13日 一部改定

<会の方針>

- 1 学校、PTAの下部組織ではなく、あくまでも独立したボランティア組織である。
- 2 会則には次のとおり規定されている。
 - ① 学校やPTA、地域行事への協力
 - ② 防犯パトロール
 - ③ 会員相互の親睦
- 3 学校からの要望に対しては、絶対協力ではないが、子どものための活動であれば積極的に協力する。
- 4 子どものための活動と認識したものは積極的に実施する。
- 5 強制参加の団体ではなく、会員それぞれに得手不得手があるので、「出来ることを出来る人が出来るときに行う」ということであり、活動に会員を縛り付けるものではない。少人数での活動も立派なおやじの会の活動である。
- 6 伊興中に限らず子ども達の活動地域を含めて、子どもが安心して活動できる健全な地域づくりを推進する。

伊興中おやじの会 個人情報取扱規約

(平成 29 年 5 月 13 日 定例会議決)

(目的)

第1条 この個人情報取扱規約は、本会が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、おやじの会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 個人情報取り扱いの方法は、定例会資料又はメールなどで会員に周知する。

(個人情報の取得)

第4条 個人情報とは、個人が特定される事項とする。
2 個人情報は、書面により本人から同意を得て会長が取得する。

(同意の撤回)

第5条 会員は、前条に基づき取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目又は全ての項目について同意を撤回することができる。
2 前項の申し出があつた場合、ただちに該当する個人情報を廃棄、又は削除しなければならない。ただし、会員名簿としてすでに会員に配布しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替える。

(利用)

第6条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする
(1) 文書の送付、送信
(2) おやじの会会員名簿の作成
(3) 緊急時・災害時などの連絡網の作成

(管理)

第7条 個人情報は会長又は会長が指定する役員が適正に管理する。
2 不要となった個人情報は会長立会いのもとで、第三者の利用に供されることのないよう焼却又は裁断等により、速やかに廃棄するものとする。

(第三者提供の制限)

第8条 個人情報は本人の同意を得ないで第三者に提供しない。ただし、次に掲げる場合を除く。
(1) 法令に基づく場合
(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の促進に必要な場合
(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(開示、訂正)

第9条 個人情報の開示又は訂正を希望する場合は、本人確認に必要な書類を添付して書面にて会長へ申し立てるものとする。